

### ■■■■ KC's活動報告 ■■■■

- 理事会 2月27日第2回常任理事会、3月27日第2回理事会開催。検討委員会情報公開方針、団体訴権法案の動向とその対応、総会に向けての検討、検討委員会の検討案件と対応について検討・確認しました。
- 検討委員会 2月21日、3月8日・30日に開催。検討案件・検討グループの進行状況を中心に、110番の準備と案件の処理、検討グループの手続き、新たな事業の可能性について検討・確認しました。

### ■「え〜っ!と思ったキャンセル料110番」3月11日に実施

KC'sの初めての110番活動で、件数は11件と当初予想より少なかったのですが、英会話学校、英会話家庭教師派遣、墓地、電話機のリース契約、冠婚葬祭サービス、住宅ローン紹介料、海外旅行、便利屋、インターネットプロバイダ、乗用車（新車）、ペットと多岐にわたる相談が寄せられました。今後、内容を検討して追加調査などを行い検討グループの活動などにいかしていきます。



### ■第1回事業者セミナー「公正で健全な市場を創るための消費者と事業者の連携」を3月24日に開催

当機構副理事長で弁護士の片山登志子さんがコーディネーターをし、CSRの権威であり麗澤大学国際経済学部教授・企業倫理研究センター長の高巖さんと当機構常任理事で京都産業大学大学院法務研究科教授の坂東俊矢さんに対談いただきました。

KC's初のセミナーでしたが、消費者窓口のご担当など会場がほぼ一杯となる85社94名の方に参加いただきました。事業者の方のこういったテーマへの関心の高さがうかがえました。



対談は、次の3つのテーマを切り口に進められ、消費者と事業者の連携のあり方を探りました。

- ①不公正な取引が行われる背景は何か。
- ②公正な取引ルールを社会に浸透させるために、事業者と消費者は具体的にどのように協働できるのか。
- ③消費者団体は、誠実な事業者をいかに応援していくのか。

参加された方からは、このセミナーが参考になったという感想を多くいただき、次回以降の企画につながる「消費者との対話のために具体的に何をしたらいいのかをより具体的に聞きたかった」「事業者のパネラー参加を求める」という意見をいただきました。

### ■インターネット・オークショントラブル説明会を共催

NPO消費者ネット関西と共催で4月16日に表記説明会を開催しました。

## ご案内・お知らせ

### ■NPO法人の認証を受け、法務局へ登記、法人として4月3日に成立しました。

大阪府から特定非営利活動法人として3月22日付けで認証されました。大阪法務局へ4月3日に登記し、4月6日に履歴事項全部証明書等を受取りました。

### ■KC's 第1回総会の開催予定

KC'sの第1回総会を次の通り、開催します。出席をご予定ください。  
 日時：6月24日（土）13時30分 開会  
 会場：エルおおさか（大阪労働会館）6階大会議室

総会は1時間程度、その後2時間程度の記念企画を計画しています。詳細は、5月中旬頃に開催通知を発送いたします。

問合せ・連絡先消費者支援機構関西KC's事務局  
 〒540-6591 大阪市中央区大手前1-7-31  
 OMMビル1階大阪府消費生活センター内  
 TEL 06-6945-0729 FAX 06-6945-0730  
 eメール：qqr66s39@star.ocn.ne.jp  
 ホームページ：https://www.kc-s.or.jp/

# KC's NEWS

No.2

発行所 KC's事務局 〒540-6591 大阪市中央区大手前1-7-31 TEL.06-6945-0729 FAX.06-6945-0730  
 OMMビル1階大阪府消費生活センター内 eメール：qqr66s39@star.ocn.ne.jp

## 消費者団体訴訟制度法案国会提出! 今国会での成立と十分な論議が望めます。

### 緊急学習会!! “団体訴権制度が危ない” -制度を機能させるためには-を共催

消費者団体訴訟制度を導入するための法案（消費者契約法改正案）が国会に提出され、団体訴権の実現が迫ってきました。多くの人が導入を求めてきた結果であり、制度導入に大きな期待が寄せられています。しかし、法案には新たな問題点があり、制度を機能させるための課題を整理し学習しようと緊急学習会を4月1日に開催しました。



緊急ではありましたが、40名が参加しました。KC'sは消費者団体訴訟制度を考える連絡会議の呼びかけでこの学習会を共催し、会員に参加を呼びかけました。

学習会は、全大阪消団連の飯田事務局長が質問し、消費者ネット関西の黒木理事が答える形で進行し、他の適格消費者団体による確定判決等が存する場合、請求の内容及び相手方である事業者が同一の請求は原則としてすることができないという問題点（12条5項）を中心に学びました。

### 消費者団体訴訟制度の導入をめざす4.5国会集会開催

法案が提出され、審議入りする前の時期に消費者団体訴訟制度導入を求める8団体（全国消団連、消費者機構日本、埼玉消費者被害をな



くす会、京都消費者契約ネットワーク、消費者ネット関西、消費者団体訴訟制度を考える連絡会議、消費者ネット広島、KC's) が共催する国会集会在開催されました。集会には、北海道から沖縄の56団体180名以上が参加、会場は一杯になり、制度への期待の高まりを表現しました。

各政党の自民党戸井田とおる議員、公明党田端正広議員、民主党小宮山洋子議員、共産党石井郁子議員、社民党政策審議会打越事務局次長からそれぞれ参加者の期待を受けた発言がありました。民主党からは、4月6日に78条からなる法案を正式決定することが明らかにされました。

集会の共催団体の活動報告・意見交換の中で、消費者団体訴訟制度を考える連絡会議とKC'sとして 野々山宏さんがこの間の取り組みと他の適格団体が同一事件で提訴できない制限的な内容の問題点について指摘しました。最後に、今国会での実現と、新たな問題点・残された問題点の指摘と消費者にとって使いやすい制度になるよう改善を求めるアピールが採択されました。



集会后、5グループに分かれ衆参の内閣委員に集会アピールを持って議員要請を行いました。KC'sの役員が参加したグループでは、KC'sの要望書もあわせて手渡しました。この要請行動で4月13日に衆議院本会議で趣旨説明、4月19日、21日、26日に内閣委員会で審議されることが明らかになりました。

## 消費者団体訴訟制度の法案審議に関する要望書を提出

副理事長 片山 登志子

4月5日の国会内集会の後、この集会に参加した消費者団体は、5つのグループに分かれて衆参両議院の内閣委員会の理事・委員を務める議員を訪れ、国会内集会で採択された集会アピールを届けて、消費者団体訴訟制度に関する法案（正式には、消費者契約法の一部を改正する法律案）の今期通常国会における成立と法案の問題点の改善に向けて慎重な審議を要請しました。

この要請活動に際して、消費者支援機構関西では、集会アピールとは別に「消費者団体訴訟制度の法案の審議に関する要望書」を別途作成して内閣委員会の理事・委員に届け、私たちが、消費者団体訴訟制度の1日も早い実現のために法案の成立を強く希望していること、と同時に、真に活用できる消費者団体訴訟制度の確立のためには本法案にはいくつもの改善されるべき問題が残されていること、特に、ある一つの団体の訴訟活動の結果によってその他のすべての団体の差し止め請求権が消滅する制度設計になっている点については、消費者団体の訴訟活動そのものを萎縮させ制限するおそれがあり、今後の国会の審議において、現実の消費者をとりまく社会情勢及び日本の司法制度の実情をふまえて、制度の詳細について改めて慎重な議論を尽くされるよう強く要望しました。

要望書は、消費者支援機構関西のホームページに掲載していますので、ぜひ全文をご一読いただきたいと思いますが、以下にそのポイント、特に、ある一団体の訴訟活動の結果による他団体の差し止め請求権行使に対する制限が、いかに制度の根幹に関わる重要な問題であるかという部分について抜粋してご紹介いたします。

### 第1 他の適格消費者団体による確定判決等が存する場合、請求の内容及び相手方である事業者が同一の請求は原則としてすることができない制度となっていること（法案第12条5項）の問題

#### 問題点1

複数の適格消費者団体が問題のある勧誘行為や契約条項の差し止めを裁判所に求めているときに、どこか1つの団体が敗訴し控訴を断念して敗訴判決を確定させたり、不十分な内容での和解による解決を選択したときは、他の団体は差し止め請求ができなくなり、すでに提起していた差し止め請求訴訟も、一斉に終了してしまう。

#### 問題点2

確定した判決の口頭弁論の終結後又は和解の成立後に、他の消費者団体に対して内部告発があったり不当勧誘マニュアルが提供されるなど、他の消費者団体において新たな有力な証拠を入手しても、他の消費者団体も差し止め請求訴訟を提起できないおそれがある。

#### 第1についての法律案の考え方とその誤り

1 内閣府は、どこか一つの適格消費者団体がある事業者のある不当勧誘もしくは不当約款の使用について差し止め請求権を行使し真摯に訴訟追行をした結果として一定の結論を得たときは、どの消費者団体によって差し止め請求権が行使されたかは問題ではなく、とにかく消費

者全体の利益擁護のために特別に認められた差し止め請求権を行使する機会が与えられたのであるから、他のすべての適格消費者団体の請求権が当然に消滅しても、消費者や消費者団体の権利を制限することにならないという発想から本法案を作成したものと推測される。

しかし、これは消費者団体訴訟制度の基本的由来をゆがめる誤った発想である。

消費者団体の差し止め請求権は、①個々の消費者が事業者と比べて情報力・交渉力に劣ることから、消費者団体が消費者に代わって事業者の行為を監視するなど、消費者の視点に立った市場の監視者としての役割を担うことが重要であることに鑑み（内閣府「21世紀型の消費者政策の在り方について」参照）、また、②消費者基本法において、消費者団体は消費者の被害の防止及び救済のための活動に努めるものとされたことに鑑み、個々の適格消費者団体に、かかる消費者団体の重要な役割を果たすために必要不可欠な固有の権利として付与されたものである。その差し止め請求権の本質は個々の消費者に由来するものであり、また個々の消費者に代わって市場を監視する消費者団体は、決して抽象的、観念的な存在で

はなく、それぞれに消費者全体の利益擁護のために活動する権利を保有した社会的存在である。消費者団体訴訟制度は、こうした個々の消費者団体の役割を前提として、認定を受けた一定の適格消費者団体のそれぞれに、消費者に代わって市場の監視者として差し止め請求権を行使する権利を付与したのである。

したがって、今回個々の適格消費者団体に付与される差し止め請求権は、個々の団体の固有の権利であり、他の団体の権利行使によって制限を受けるものであってはならない。

2 今回の法律案は、適格消費者団体が真摯に適切に訴訟追行を行えば、訴訟の結果は必ず同じ結論に至り、勝つべき事案は勝ち、負けるべき事案は負け、和解により終了すべき事案は和解により終了することを前提としている。しかし、これは現実の日本における訴訟制度の実情を無視した観念的訴訟制度を前提とする誤った考え方である。

同じ事業者に対する同じ不当勧誘や不当契約条項の使用差し止め請求訴訟であっても、原告となる消費者団体が保有する被害情報の質

や量、その他の証拠の質や量は異なり、また、担当する裁判所・裁判官によっても判断が分かれることは裁判制度の当然の前提である。したがって、いかに適格消費者団体が真摯に適切に差し止め請求権を行使しても、さまざまな事情によってその結論は異ならざるを得ない。

個々の適格消費者団体は、それぞれ背景にもつ消費者や消費者団体、消費者専門家などの支持基盤を異にしている。そうしたさまざまな基盤を持つ適格消費者団体が、それぞれの特質、特性を活かした活動のなかで保有しえた情報や証拠をもって差し止め請求訴訟を行使することによって、初めて真に正しい結論が得られるのであり、また多様な消費者団体が訴権を行使することによって、初めて社会全体として消費者団体による市場の監視が可能となるのである。

3 以上の観点から、法12条5項のような、1つの団体の訴訟活動の結果によって他の消費者団体の訴訟活動を制限する特別な規定は設けるべきではなく、民事訴訟法の原則にしたがって処理されるべきである。

### 第2 第1の問題点を改善するための方策として、内閣総理大臣が適格消費者団体の訴訟行為の結果をチェックし、訴訟追行等が不特定多数の消費者の利益に著しく反するものであったと認めるときには適格性の認定を取り消すことができるとしていること（法案第34条1項4号）の問題

#### 問題点

第1で、請求の内容及び相手方である事業者が同一の請求を他の消費者団体ができないとし、その例外として、前に確定判決等をとった適格消費者団体の認定が取消されたときは再度の請求を認めるとの制度設計となっていることから、このような改善策が提案されている。しかし、裁判所が関与した和解や訴訟活動について、これを消費者全体の利益に反すると内閣総理大臣が適切に認定することは容易ではなく、また本来なされるべきことではない。

和解は互譲ではあるが、上記第1に記載したような個々の訴訟のもつ事情（被害情報の質や量、証拠の質や量など）の中で、裁判官が当該訴訟の解決として適切なものと判断した場合にのみ成立するものであって、単なる当事者の合意ではない。他方、和解である以上、一定の範囲での互譲が前提であるが、何を消費者全体の利益とみるかは種々の意見が

生じる場合が多くあり、どこまでの互譲なら許されるのかは明確ではない。

にもかかわらず、和解が、適格消費者団体の活動そのものを喪失させる適格性認定取消の判断の対象となり、それを容易に認める方向となるなら、和解は消費者団体の存亡にとって大きな危険を伴うものとなり、和解による解決はほとんどできなくなる可能性がある。

また、内閣総理大臣による適格消費者団体の認定取消しそのものが争われることは必定であり、そうなるも他の適格消費者団体が提起していた訴訟が長期にわたって中断し、また、他の消費者団体が新たに訴訟を提起することも長期にわたって不可能となる。

したがって、法案34条1項4号の規定は、上記第1に記載した問題点1、2の解決に全くならないばかりでなく、消費者団体訴訟制度を機能不全に陥らせ、さらに司法制度の根幹をゆがめるおそれすらあり、このような規定は設けられるべきではない。

\*法案については、内閣府ホームページをご覧ください。<http://www.cao.go.jp/houan/164/index.html>

「最近の消費者被害から思うこと」「消費者基本法はコンプライアンスを考える出発点」は、次号に掲載いたします。